

## 山形県立酒田光陵高等学校 運動部活動方針

### 1 運動部活動基本方針

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- 学校と地域が運動部活動について協働・融合して取り組む形を進められるよう検討していく。

### 2 運動部活動の休養日及び活動時間について

#### (1) 休養日

- 平日 : 1日以上
- 週休日 : 1日以上

#### (2) 活動時間

- 平日 : 2時間程度
- 週休日等 : 3時間程度

※活動時間について、生徒に過度な負担とならないように配慮しつつ若干の延長をすることができる。

#### (3) 長期休業中の休養日

- ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、年間活動計画に示す。

#### (4) その他

- 定期テスト前の部活動については、「定期テスト前の部活動規定」によるものとする。
- 目標とする大会前に特別強化期間として休養日を週1日と設定する場合は、設定できない休養日を他の週に振替え、年間活動計画に示す。

### 3 大会参加、県外遠征について

- 大会参加、県外遠征、合宿等については、事前に「部活動許可願」を提出する。また、生徒の派遣等については、生徒会派遣費規定による。

### 4 年間計画及び活動実績について

- 運動部顧問は、「年間の活動計画」及び「活動実績」を学校長に提出する。

## 5 休養日・活動時間 fg の指定部について

- 強化指定及び競技の特性等により、前項 2(1)に示された休養日を確保できない場合及び 2(2)に示された活動時間の延長を希望する部活動は、「部活動の休養日・活動時間指定申請書」を作成し、部活動運営委員長に提出する。その後、部活動運営委員会で審議し、学校長が決定する。

※設定できない休養日の振替えは各部の年間活動計画に示す。

※指定された場合でも、休養日の年間合計日数は山形県教育委員会が示す基準の範囲内とする。

## 6 その他

- 運動部活動を適切に運営するために、「部活動運営委員会」を設置し、各運動部活動の取組みの確認や評価を行い、改善に努める。
- 部費の取扱いについては、「部活動（部費）会計事務処理基準について」（平成 20 年 3 月教育庁通知）により、適正な事務処理に努める。
- 特別な事情により自家用車等で引率する場合は、「山形県立高等学校教員による引率業務に係る自家用車等の使用に関する要綱」（平成 23 年 10 月教育庁通知）による。

※文化部活動（運動部以外のすべての部活動）については、当面、文化部活動の特性を踏まえつつ、運動部活動方針に準ずるものとする。

※上記以外の事項については、（山形県教育委員会／学校の設置者）の方針に則って実施する。

策定期日：平成 31 年 3 月 20 日

上記方針は平成 31 年 4 月 1 日より実施する。

令和 2 年 4 月 1 日一部改定（文化部）して実施する。

令和 3 年 5 月 21 日一部改定して実施する。